

平成28年度 川辺町ごみ提出年間表

燃えるごみ、容器包装プラは、当日に回収しますので、朝8時までに提出してください。
 その他のごみについては、提出日の翌日に回収しますので、提出日のいつ出していただいても結構です。



品目	提出場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
燃えるごみ	燃えるごみステーション	毎週(月・木) ※祝日の場合も回収を行います。(ただし、1月2日(月)は収集しません。)												
金物類 資源缶	燃えないごみステーション		16(月)		20(水)		28(水)		24(木)		25(水)		27(月)	奇数月
ガラス類 資源ビン		17(日)		22(水)		22(月)		16(日)		18(日)		19(日)		偶数月
容器包装プラ		8(金) 22(金)	13(金) 27(金)	10(金) 24(金)	8(金) 22(金)	12(金) 26(金)	9(金) 23(金)	14(金) 28(金)	11(金) 25(金)	9(金) 23(金)	13(金) 27(金)	10(金) 24(金)	10(金) 24(金)	毎月2回
粗大ごみ		17(日)	16(月)	22(水)	20(水)	22(月)	28(水)	16(日)	24(木)	18(日)	25(水)	19(日)	27(月)	毎月1回
陶器類 ガレキ類			24(火)			23(火)			22(火)			14(火)		年4回
ペットボトル	13ページを ご確認ください	13(水)14(木) 27(水)28(木)	11(水)12(木) 25(水)26(木)	8(水) 9(木) 22(水)23(木)	13(水)14(木) 27(水)28(木)	10(水)11(木) 24(水)25(木)	14(水)15(木) 28(水)29(木)	12(水)13(木) 26(水)27(木)	9(水)10(木) 23(水)24(木)	14(水)15(木) 28(水)29(木)	11(水)12(木) 25(水)26(木)	8(水) 9(木) 22(水)23(木)	15(水)16(木) 29(水)30(木)	毎月2回
蛍光管		13(水) 14(木)	11(水) 12(木)	8(水) 9(木)	13(水) 14(木)	10(水) 11(木)	14(水) 15(木)	12(水) 13(木)	9(水) 10(木)	14(水) 15(木)	11(水) 12(木)	8(水) 9(木)	15(水) 16(木)	毎月1回
発泡スチロール 食品トレイ				5(日) 9:00~11:00							4(日) 9:00~11:00			

守ってください!!ごみを出すときのルール

- ごみは自己焼却せず、町の分別ルールを確認し、近くのごみステーションに正しく出しましょう。
- 祝日も収集します。
- 町指定袋を使用してください。
- 必ず袋に自治会名と氏名を記入してください。

啓発シール

何らかの理由で回収できなかったごみには、啓発シールを貼ることで排出者本人に正しい排出を促しています。内容を確認し、正しく出し直してください。

ごみ提出啓発シール(黄色)

このごみは収集できません。ESTE LIXO NÃO PODE SER RECOLHIDO. 理由 - MOTIVO:

- 可燃物が入っています。 NÃO ESTA ESCRIÇÃO CORRETA
- 燃やさないごみです。 NÃO É PARA SER QUEIMADO
- 燃やさないごみです。 NÃO É PARA SER QUEIMADO
- 燃やさないごみです。 NÃO É PARA SER QUEIMADO
- 燃やさないごみです。 NÃO É PARA SER QUEIMADO
- 燃やさないごみです。 NÃO É PARA SER QUEIMADO
- 燃やさないごみです。 NÃO É PARA SER QUEIMADO
- 燃やさないごみです。 NÃO É PARA SER QUEIMADO

出し方を確認して収集日にもう一度出し直してください。

容器包装プラ用啓発シール(桃色)

プラスチック製品が混入しているため、このごみは回収できません。

容器包装プラ用回収袋で提出できるのは...

「プラスチック製品が混入しているため、このごみは回収できません。」

商品を入れた黄色い袋に「プラスチック製の容器(ペットボトルを除く)や包装紙、...

プラスチック製品の正しい提出方法

① 黄色い袋の裏面に「燃やさないごみ専用」の袋に入れ、燃やさないごみの袋に入れてください。

② 燃やさないごみの袋の裏面に「燃やさないごみ専用」の袋に入れ、燃やさないごみの袋に入れてください。

※どちらか片方に燃やさないごみは、燃やさないごみとして提出してください。

平成 年 月 日 川辺町役場 産業環境課 ☎53-7212